（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成十二年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表を次のように改める。

	国又は地域	インド	インドネシア	カンボジア	シンガポール	スリランカ	タイ	大韓民国	中華人民共和国（香港を除く。）
	種別 / 単位	ルピー	ルピア	リエル	ドル	ルピー	バーツ	ウォン	元
3	旅券法（昭和２６年法律第２６７号）第５条第１項本文の一般旅券の発給（旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成１１年政令第３８２号）による改正前の領事官の徴収する手数料に関する政令（以下「改正前の政令」という。）第１条第６項の適用を受ける場合（１０年旅券：永住目的等））	1,360	261,000	120,000	38	3,290	900	32,900	200
	（改正前の政令第１条第７項の適用を受ける場合（１０年旅券：ＪＩＣＡ関連））	340	65,000	30,000	9	820	230	8,200	50
4	旅券法第５条第１項ただし書の一般旅券の発給（改正前の政令第１条第６項の適用を受ける場合（５年旅券：永住目的等））	900	174,000	80,000	25	2,190	600	21,900	133
	（改正前の政令第１条第７項の適用を受ける場合（５年旅券：ＪＩＣＡ関連））	230	43,000	20,000	6	550	150	5,500	33
7	一般旅券の記載事項の訂正（改正前の政令第１条第６項の適用を受ける場合（永住目的等））	110	22,000	10,000	3	270	80	2,700	17
	（改正前の政令第１条第７項の適用を受ける場合（ＪＩＣＡ関連））	110	22,000	10,000	3	270	80	2,700	17

香港	ネパール	パキスタン	バングラデシュ	東ティモール	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	モンゴル	ラオス	オーストラリア	ソロモン	トンガ
ドル	ルピー	ルピー	タカ	ドル	ペソ	ドル	ドン	リンギ	チャット	トウグリク	キップ	ドル	ドル	パ・アンガ
240	2,160	2,550	2,160	30	1,280	38	600,000	92	185	36,900	240,000	29	240	52
60	540	640	540	7	320	9	150,000	23	46	9,200	60,000	7	60	13
160	1,440	1,700	1,440	20	860	25	400,000	62	123	24,600	160,000	19	160	35
40	360	430	360	5	210	6	100,000	15	31	6,200	40,000	5	40	9
20	180	210	180	2	110	3	50,000	8	15	3,100	20,000	2	20	4
20	180	210	180	2	110	3	50,000	8	15	3,100	20,000	2	20	4

ニュージーランド	パプアニューギニア	パラオ	フィジー	マーシャル	ミクロネシア	アメリカ合衆国	カナダ	アルゼンチン	ウルグアイ	エクアドル	エルサルバドル	キューバ	グアテマラ	コスタリカ
ドル	キナ	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル	ペソ	ペソ	ドル	コロン	ペソ	ケッツアル	コロン
38	69	30	53	30	30	30	29	120	571	30	260	29	240	15,000
9	17	7	13	7	7	7	7	30	143	7	60	7	60	3,800
25	46	20	36	20	20	20	20	80	381	20	170	19	160	10,000
6	11	5	9	5	5	5	5	20	95	5	40	5	40	2,500
3	6	2	4	2	2	2	2	10	48	2	20	2	20	1,300
3	6	2	4	2	2	2	2	10	48	2	20	2	20	1,300